

# 寝具類仕様書

## 1 寝具類 1組当たりの構成及び仕様

品 目	数 量	仕 様	洗 濯	
			入院患者用	当直職員用
掛布団	1	側地：テトロン 65% 綿 35% 肌触りの良いもの 中綿：F・Tテトロン 100% 1.3Kg 保温性にすぐれた軽量なもの サイズ：140×190cm	退院随時及び汚染随時	年2回及び汚染随時
肌掛布団	1	側地：テトロン 65% 綿 35% 肌触りの良いもの 中綿：F・Tテトロン 100% 0.5Kg サイズ：140×190cm	退院随時及び汚染随時	年2回及び汚染随時
ベットパット	1	表地：テトロン 65% 綿 35% 丸へり加工・多針キルト仕上げ 中綿：F・Tテトロン 100% 1.2Kg サイズ：100×210cm	退院随時及び汚染随時	年2回及び汚染随時
枕	1	材質：ポリエステル 100% スウィングネット 中材：ストローチップ 0.9kg～1.1kg サイズ：29×45cm	退院随時及び汚染随時	年2回及び汚染随時
包布 (掛・肌掛)	6	生地：テトロン 30% 綿 70% 横開きタイプ(紐無し) 横開き部分に色糸で開口部表示 色：白 サイズ：151×205cm	週1回・退院随時及び汚染随時	毎日及び汚染随時
敷布	3	生地：綿 100% 色：白 サイズ：183×310cm	週1回・退院随時及び汚染随時	毎日及び汚染随時
枕カバー	3	生地：綿 100% 封筒型 色：白 サイズ：41×68cm	週1回・退院随時及び汚染随時	毎日及び汚染随時

※同等品以上であること。

※全て洗濯の丸洗いが可能であること。

※掛布団・肌掛布団・ベットパット・枕について、不足が生じた場合、個別に賃貸を追加することがある。

## 2 洗濯

入院患者用寝具類のうち掛布団、肌掛布団、ベッドパッド、枕の交換については、退院及び汚染随時に洗濯し、当直職員用寝具類のうち掛布団、肌掛布団、ベッドパッド、枕の交換は年2回（冬用と夏用の入れ替え時）及び汚染随時に洗濯すること。

なお寝具類の洗濯数量については、下記の納入実績を参考にする事。

〔令和4年度（4～3月）納入実績〕	〔令和5年度（4～12月）納入実績〕
・掛布団・・・・・・・・6, 371枚	・掛布団・・・・・・・・4, 697枚
・肌掛布団・・・・・・・・8, 996枚	・肌掛布団・・・・・・・・8, 493枚
・ベッドパット・・・・・・・・238枚	・ベッドパット・・・・・・・・217枚
・枕・・・・・・・・13, 950個	・枕・・・・・・・・11, 909個
・掛包布・・・・・・・・29, 213枚	・掛包布・・・・・・・・23, 714枚
・敷布・・・・・・・・24, 352枚	・敷布・・・・・・・・20, 124枚
・枕カバー・・・・・・・・25, 775枚	・枕カバー・・・・・・・・21, 150枚

## 3 洗濯及び乾燥

- (1) 洗濯については、平成5年2月15日付け指導14号・厚生労働省健康政策局指導課長通知の別添1に定める「病院寝具類の受託洗濯施設に関する衛生基準」に基づき、寝具類を適切に処理すること。
- (2) 乾燥については、それぞれの寝具類の材質に合わせた設定で、乾燥機により乾燥すること。
- (3) 感染の危険のある寝具類については、当院において消毒の上、別途外部委託によりクリーニングを行った上、返却する。

## 4 契約期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）

## 5 納入組数

510組（うち当直職員用33組）

## 6 納入期限

令和6年3月31日（日）

## 7 納入場所及び運搬費

- (1) 兵庫県加古川市神野町神野203番地  
県立加古川医療センター
- (2) 当院の往復に要する運搬費は業者負担とする。

## 8 寝具類の納入及び回収

- (1) 寝具類の納入及び回収については、週2回、当院の指定する日時（別紙：リネン集配サイクル参照）とする。また、不潔分については、枚数確認のうえ回収すること。
- (2) 清潔分は当院地下1階のリネン室（清潔）に納入し、不潔分は当院地下1階のリネン室（不潔）から回収すること。また、搬入出の車両の駐車については、リネン室付近の駐車スペースを利用すること。
- (3) 寝具類は当院のシーツ交換等の業務に支障を来さないよう余裕をもって納入し、不足が生じた場合は速やかに補充すること。

(4) 不潔分の回収については、専用の袋で回収に当たること。

## 9 その他

(1) 入札書の記入については、寝具類1組1日当たりの単価（消費税抜き）を記入し、納入組数510と1年間の日数365を乗じた年間賃貸借額を記入すること。

(2) 落札業者は年間賃貸借額を比較し、最も低廉な業者とする。

(3) 落札業者との契約は、入札書に記入した寝具類1組1日当たりの単価とする。

(4) 契約に当たっては、業務代行保証を付けること。

(5) 契約期間中に病床数の変更等により契約組数を変更する必要がある場合、別途協議のうえ変更するものとする

(6) 仕様書に記載していない事項については、その都度協議すること。